

令和元年度 第2回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和元年5月10日（金）午後3時

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員10名

1番 藤 平 清 子 君
2番 小 泉 治 久 君
3番 柳 生 利 幸 君
4番 浅 野 敬 司 君
5番 吉 田 和 嗣 君
6番 島 田 辰 男 君
7番 長 谷 川 義 洋 君
8番 横 張 清 彦 君
9番 青 山 和 泉 君
10番 山 崎 久 司 君

農地利用最適化推進委員10名

1番 渡 邊 通 君
2番 吉 田 一 男 君
3番 山 崎 明 君
4番 小 見 川 清 君
5番 小 松 崎 秀 昭 君
6番 福 岡 み つ 子 君
7番 諏 訪 原 早 苗 君
8番 野 口 裕 司 君
9番 栗 山 繁 君
10番 大 塚 康 夫 君

4. 欠席委員：なし

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

- 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承について
議案第6号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見の決定について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第4号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君
農業委員会事務局 久保田義和 君
農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は20名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、3番柳生利幸委員・4番浅野敬司委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

整理番号1番が農業委員7番長谷川義洋委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日4月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が28aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号2番、申請日4月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が8aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号3番、申請日4月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が0.6a、阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が0.5aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番5番吉田和嗣委員、整理番号2番3番を8番横張清彦委員、お願いいたします。

5番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買契約により取得するものであります。現地は、利用可能な遊休農地であります。本申請地を取得後、譲受人が、適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8番： 整理番号2番3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、いずれも譲渡人が農業経営規模縮小の要望により、売買契約により取得するものであります。現地は、現在耕作中の農地であり、適正に管理されておりました。境界についても、問題ないと思われれます。譲受人が、本申請地を取得後、耕作利便性の向上を図り、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農業委員7番長谷川義洋委員 入室)

<議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議 長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日4月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が3aです。転用理由は、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は令和元年6月1日から令和元年12月31日までです。契約内容は所有権移転（贈与）です。

整理番号2番、申請日4月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が53aです。転用理由は、太陽光発電設備を設置するためです。転用計画は、太陽光発電設備です。工事期間は令和元年7月20日から令和元年9月30日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を7番長谷川義洋委員、2番を8番横張清彦委員、お願いいたします。

7番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲渡人の弟が自己用住宅を建築するにあたり、その要望により贈与するものであります。現在、管理休耕中の農地であり、適正に管理されておりました。開発行為等の許認可についても、進めているところであります。土地利用の計画内容や、隣地境界についても問題ないと思われれます。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在休耕中の農地であり、適正に管理されておりました。転用計画においては、すべて自己資金により太陽光発電設備を設置し、売電することで経営規模の安定拡大を図るものです。発電出力が495キロワットであり、県のガイドラインに沿って、関連する関係各課との事前調整を進めているところであります。また、周辺農地への影響もなく、隣地境界についても問題ないと思われれます。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議 長： 続いて、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

整理番号8番が農業委員2番小泉治久委員に、整理番号23番から25番が農業委員4番浅野敬司委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が21a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が30a、権利は使

用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が50a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が25aの内20a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇地目は畑で、1筆、面積が26a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で9年の再設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、2筆、面積合計が71a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の新規設定です。

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が7a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の新規設定です。

整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、3筆、面積合計が34a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は果樹で、3年の再設定です。

整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、8筆、面積合計が48a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の新規設定です。

整理番号10番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、2筆、面積合計が11a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の新規設定です。

整理番号11番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が10a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号12番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、5筆、面積合計が31a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号13番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、4筆、面積合計が20a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、1年の再設定です。

整理番号14番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、2筆、面積合計が32a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

整理番号15番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が8a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の再設定です。

整理番号16番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、2筆、面積合計が23a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の再設定です。

整理番号17番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積合計が11a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の再設定です。

整理番号18番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が96a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1年の再設定です。

整理番号19番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が6a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、3年の再設定です。

整理番号20番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が30a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、3年の再設定です。

整理番号21番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、3筆、面積合計が40a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。

整理番号22番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が54a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の新規設定です。

整理番号23番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が12a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。

整理番号24番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が26a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。

整理番号25番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が26a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5年の新規設定です。

議長： 説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。
（農業委員2番小泉治久委員、農業委員4番浅野敬司委員 入室）

**<議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
（農地中間管理事業）>**

議長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を議題と致します。
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
〇〇地区2件、貸し手1名、面積合計が84aです。
〇〇〇〇16件、貸し手9名、面積合計が82aです。

議長： 説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を採決いたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

**<議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による
農用地利用配分計画（案）の了承について>**

議長： 続いて、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承について
〇〇地区2件、借り手1名、面積合計が84aです。
〇〇〇〇16件、借り手1名、面積合計が82aです。

議長： 説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承についてを採決いたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第6号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する

進達意見の決定について＞

議長： 続いて、議案第6号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第6号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日4月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、4筆、面積合計が114aの内0.029aです。平成31年1月31日付（南農企指令第26号）許可されていますが、計画していた太陽光パネルの型式が製造中止となり、工事期間内に入手できる太陽光パネルに変更になったため、面積が、114aの内0.027aに変更となります。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第6号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜報告事項＞

議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告事項

- 1、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 3、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 4、制限除外の農地の移動届に対する決定について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和元年5月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は8件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、
案件は3件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局
局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第4号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は3
件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局
局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第4号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

<その他>

議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願
いします。

事務局： その他（事務連絡）

① 活動報告

○4月26日（金）里芋の種芋植付

② 今後の予定

○5月14日（火）認定農業者連絡協議会総会

○5月20日（月）郡協議会総会

○5月21日（火）～22日（水）会長・局長会議（大洗町）

○5月24日（金）稲敷地域農業改良普及事業推進協議会総会（さわやかセンター）

○5月27日（月）全国会長大会（東京都文京区）

○5月30日（木）県南連絡協議会総会（石岡市）

③ 現地調査及び総会の予定

○6月現地調査 6月 7日（金）当番農委 5番吉田和嗣委員

当番農委 6番島田辰男委員

○6月定例総会 6月10日（月）午後3時から 3階 305会議室

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませ
んか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 4時00分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印